

上尾市消防本部訓令第 2 号

消 防 本 部
消防署（分署を含む。）

上尾市救助業務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市救助業務に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市救助業務に関する規程（昭和 6 3 年上尾市消防本部訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を削る。

第 3 条中「、これを特別救助隊とする」を「これを高度救助隊（救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 6 1 年自治省令第 2 2 号。以下「省令」という。）第 5 条に規定する高度救助隊をいう。以下同じ。）とし、上尾市西消防署に配置する救助隊についてはこれを特別救助隊（省令第 4 条第 1 項に規定する特別救助隊をいう。以下同じ。）とする」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（救助隊の編成）

第 4 条 救助隊は、次の各号に掲げる救助隊の区分に応じ、当該各号に定めるところにより編成する。

(1) 特別救助隊 省令別表第 1 及び別表第 2 に掲げる救助器具を積載した救助工作車並びに 5 人以上の隊員をもって編成する。

(2) 高度救助隊 省令別表第 1 から別表第 3 までに掲げる救助器具を積載した救助工作車及び 5 人以上の隊員をもって編成する。

2 集団災害又は大規模災害が発生した場合にあっては、救助隊のほか、救助隊員以外の警防隊員をもって、特命救助隊を編成するものとする。

第 1 4 条中「第 2 4 条各項」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 特別救助隊及び高度救助隊が同一現場に出動したときは、先着の隊長が指揮を執るものとする。ただし、災害の状況に応じて上席の隊長が指揮を執ることができるものとする。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「要救護者」を「要救助者」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年1月19日から施行する。